

第6章 第3次保存管理計画における保存管理の基本方針

(1) 新たな目標

第2次保存管理計画は昭和62年度に策定されたが、その後の20年余りの年月の中で、史跡の追加指定、公有化事業や整備事業の進展、管理事業の増大が生じ、また、周辺の交通網の変化や東北歴史博物館の開館、外郭南門の復元構想など特別史跡を取り巻く社会的環境も大きく変化した。これらの状況に対応するため、多賀城市教育委員会は平成23年度に第3次保存管理計画を策定し、新たな保存管理の方針を提示した。そこで示された新たな目標は以下の5項目である。

- ① 特別史跡の保護・継承と普及
- ② 地域に根ざした特別史跡の活用
- ③ 自然環境の積極的な活用
- ④ 官主導から市民との共働へ
- ⑤ まちづくりとの連携

また、周辺地域については以下を挙げている。

- ① 特別史跡と調和したまち並み形成
- ② 歴史環境と生活環境の調和
- ③ 来訪者への配慮
- ④ まち並み空間の装置化

さらに、市域・広域については以下を挙げている。

- ① 特別史跡の位置付けの明確化
- ② 地域間交流の推進

(2) 第3次保存管理計画における 保存管理の基本方針

① 構成要素ごとの保存管理の基本方針

保存管理計画の対象を遺跡と生活文化の2つの構成要素に分けて把握することとし、それぞれの保存管理の基本方針を示している。

<遺跡構成要素>

[多賀城に直接関連する歴史的構成要素で、時代を超えて保護・継承すべき不変的なもの]

- ・遺構・遺物（多賀城碑を含む）、立地環境（丘陵地形）、自然環境（湿地域）ほか
- ・貴重な歴史遺産として、時代を超えて保護・継承を図る。

- ・調査研究の成果に基づき重点地区の整備活用を推進し、特別史跡の歴史的意義のさらなる理解と歴史的風致の維持向上を目指す。

<生活文化構成要素>

[主に多賀城廃絶後に形成された社会的構成要素で、時代とともに推移していく可変的なもの]

- ・宅地、農地・林地、宗教施設、公共公益施設
- 一般文化財（壺 碑 周辺の景観を含む）^{つぼのいしづみ}・保存樹木ほか
- ・遺跡構成要素の保存を大前提としつつ、生活文化構成要素についても景観面での維持向上等を推進することで共存を試み、地域に密着した特別史跡多賀城附寺跡^{つけたりてらあと}として持続的な保護・継承を図る。

② 地区区分と地区ごとの保存管理の 基本方針

保存管理の地区区分は基本的に第2次保存管理計画を継承しているが、遺跡構成要素の適切な保存管理のために一部を変更し、計画期間内（10年間を目途とする）に重点的に整備活用を推進するS重点遺構保存活用地区を時限的に設定した。

a. S重点遺構保存活用地区

政庁地区から南門地区にかけて特に重要な遺構が存在する地区で、第3次保存管理計画の設定期間内に、積極的に公有化及び整備活用を図る。

b. A遺構等保存活用地区

主に丘陵平坦部の遺構・遺物の遺存が明確な地区で、丘陵平坦部の微地形を含む地下遺構の保存を前提として、発掘調査の成果に基づき、多賀城を構成した建物等、遺跡構成要素を明確に表現するなどの活用を図る。なお、公有化や環境整備の進捗状況及び生活文化構成要素の遺存状況などにより、AⅠ遺構等保存活用地区と、AⅡ遺構等保存活用地区に細分した。

・AⅠ遺構等保存活用地区

既に公有化事業、環境整備事業が進んでいる多賀城跡の東部地区で、S重点遺構保存活用地区に続いて公有化・整備活用を図る。

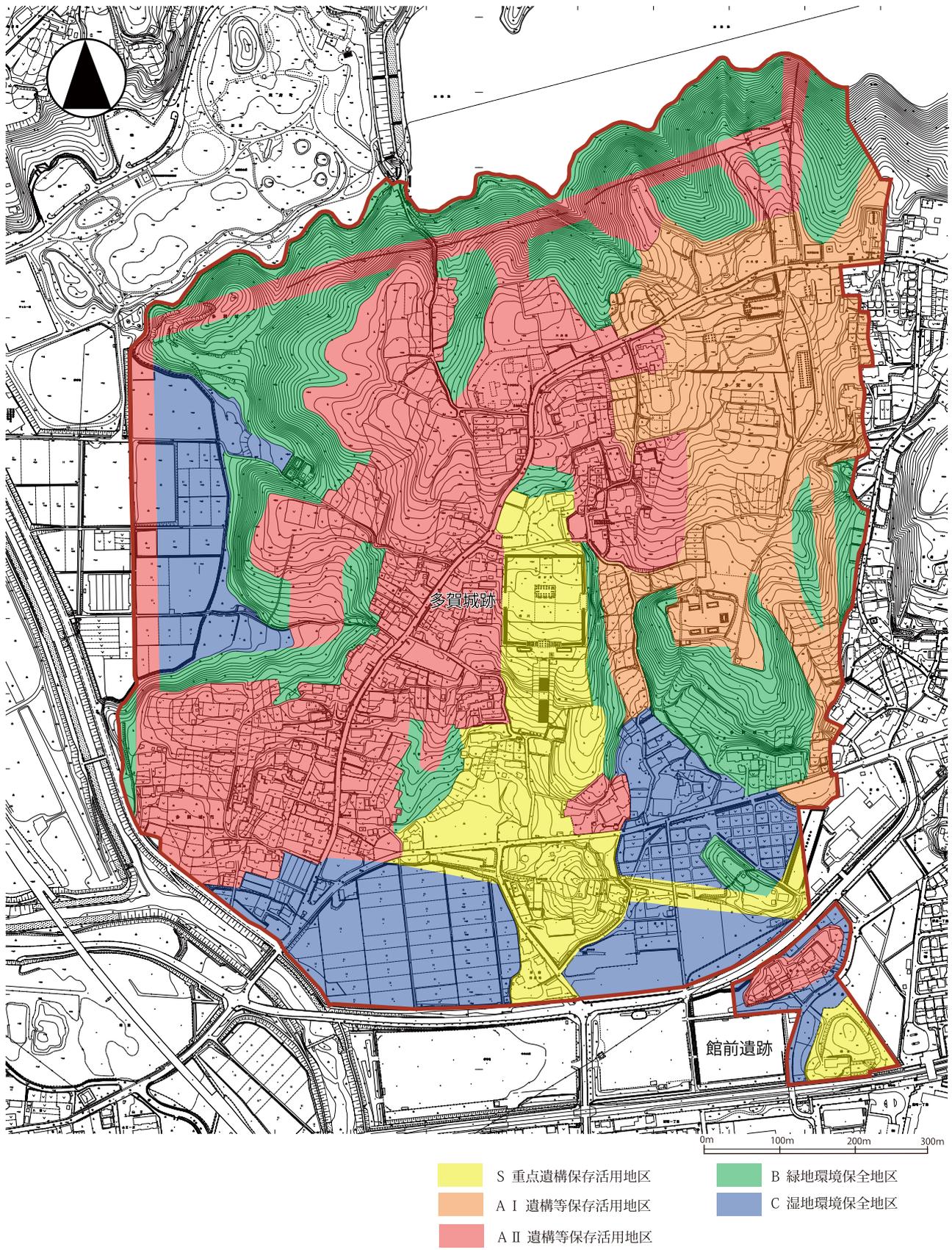
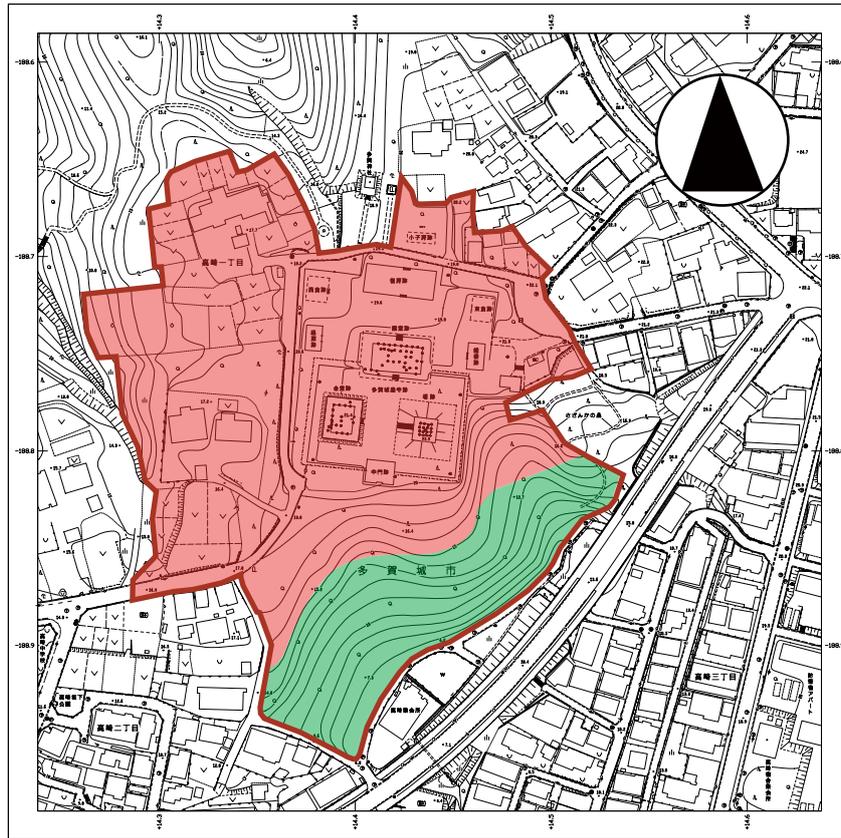
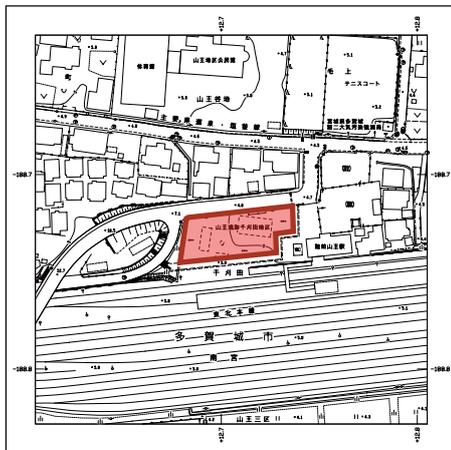


図 45 第 3 次保存管理計画地区区分 (1) (『特別史跡多賀城跡附寺跡第 3 次保存管理計画』より)

多賀城廃寺跡



山王遺跡千刈田地区



柏木遺跡

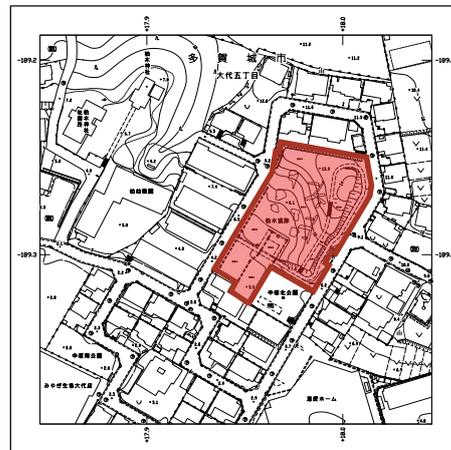


図46 第3次保存管理計画地区区分(2) (『特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画』より)

・ A II 遺構等保存活用地区

多賀城跡のうち市川集落を含む西部地区、多賀城廃寺跡のうち丘陵斜面を除く地区、館前遺跡北側の丘陵、山王遺跡^{せんがりた}千刈田地区、柏木遺跡で、遺跡構成要素の保存活用とともに、地域住民との共存・共営を図る。

c. B 緑地環境保全地区

遺跡の立地する低丘陵地形を明瞭に示す丘陵斜面

部で、多賀城機能時から遺る立地環境として低丘陵地形の保全を図るとともに、既存の緑地についても特別史跡の歴史的景観を形成する構成要素の一つとして修景と活用を進める。

d. C 湿地環境保全地区

遺跡の立地する丘陵周辺の湿地域を明瞭に示す地区で、多賀城機能時から遺る自然環境として湿地環境を保全することにより、木質系遺構・遺物の包含

層として保存するとともに、特別史跡の歴史的景観を形成する遺跡構成要素として活用を図る。

③ 各事業の基本方針

a. 土地公有化事業

第3次保存管理計画で時限的に設定するS重点遺構保存活用地区を対象に、保存管理の計画期間を目的に優先的、計画的に進めることとする。

また、A I 遺構等保存活用地区についても、S重点遺構保存活用地区に続いて計画的に公有化を行う。

b. 発掘調査事業

年次計画に基づき計画的に実施する。年次計画については、S重点遺構保存活用地区に続く保存活用対象区域候補の検討にも配慮したものとする。

c. 整備活用事業

S重点遺構保存活用地区を主な対象に、計画期間内を目的に優先的かつ計画的に整備を実施する。また、A I 遺構等保存活用地区の既整備地についても、S重点遺構保存活用地区との一体的活用にも十分に配慮したものとする。

d. 現状変更の取り扱い

特に宅地関連の現状変更について、地域住民との共存・共営の観点から遺跡構成要素の保存及び整備活用計画の推進に影響を及ぼさない範囲で緩和策を検討し、遺跡構成要素とともに生活文化構成要素の維持向上を図る。

また、第2次保存管理計画では触れていない農地・林地や一般文化財についても生活文化構成要素として位置付け、新たに現状変更許可の取扱い基準や関連継続事業の基本方針を定める。

e. 維持管理事業

既整備地区については遺跡構成要素の明確化、来訪者の快適性等に配慮し、公園的維持管理を実施する。公有化済未整備地区については、除草等、効果的な維持管理を実施するとともに、それぞれの状況に応じた利活用を進める。

公有化済既存緑地については、低丘陵地形の保全とともに歴史的景観の重要な構成要素として効果的な修景を図る。

また、湿地域については多賀城の特徴的な立地を示す湿地環境の保全のため、できるだけ水田としての維持を図る。公有化済土地については、菖蒲園や

ビオトープ等湿地環境の保持を前提とした活用を行う。加えて木質系遺構・遺物の包含層の保存を目的とし、地下水位確保、生活雑排水の分離などの保存環境への対策にも留意する。

一方、地域住民や市民が参加しやすい体制づくりを行い、官民協働による維持管理の拡充を図る。

項目 遺跡	地区区分		遺跡構成要素		備考
			多賀城に直接関連する構成要素		
			多賀城に係る遺構・遺物、立地環境、自然環境 他		
多賀城跡	S 重点遺構保存活用地区		① 政庁-南門間にかけて特に重要な遺構が存在する地区 ② 第3次保存管理計画の設定期間である10年間を目標に、積極的に公有化、整備活用を図る。		長年の発掘調査成果に基づき、多賀城跡の遺跡構成要素である重要な遺構・遺物が遺存することが確認または想定される低丘陵上の平坦地（傾斜度がおよそ7%以内）及び外郭区画施設跡遺存地。
	A 遺構等保存活用地区	A I 遺構等保存活用地区	① 主に丘陵平坦部で、遺構・遺物の遺存が明確な地区。 ② 当時の丘陵平坦部の微地形を含む地下遺構等の保存を前提として、発掘調査等の成果に基づき、多賀城を構成した建物跡等、遺跡構成要素を明確に表現するなどの活用を図る。	① 既に公有化事業、環境整備事業が進んでいる東部地区。 ② S重点遺構保存活用地区に続いて公有化・整備活用を図る。	
		A II 遺構等保存活用地区		① 市川集落を含む西部地区。 ② 遺跡構成要素の保存活用とともに地域住民との共存・共営を図る。	
B 緑地環境保全地区		① 主に丘陵斜面部で、遺跡の立地する低丘陵地形を明瞭に示す地区。 ② 当時から遺る立地環境として低丘陵地形の保全を図るとともに、既存の緑地についても特別史跡の歴史的景観を形成する構成要素の一つとして修景と活用を進める。		多賀城の立地環境を示す低丘陵地形を形成する傾斜地（傾斜度がおよそ7%以上）現在は殆どの土地が既存の林地として多賀城跡の景観要素の一つになっている。傾斜地の保全に加え、植生は不明であるが多賀城当ても林地であったことが想定されることから、既存林地も含め、遺跡構成要素として位置づける。	
C 湿地環境保全地区		① 主に丘陵周辺の湿地域で、遺跡の立地する環境を明瞭に示す地区。 ② 当時から遺る自然環境として湿地域を保全することにより、木質系遺構・遺物の包含層として保存するとともに、特別史跡の歴史的景観を形成する遺跡構成要素として活用を図る。		低丘陵地形の裾部に広がる低湿地域で、多賀城の立地環境を示すとともに、低湿地特有の構造を有する遺構や木質系の遺構遺物が遺存する包含層が存在する地区。近年まで水田により湿地環境が管理されてきたが、農地転用が進んでおり、遺跡構成要素の保存のため、地下水位の保持対策等が必要不可欠となっている。	
廃寺跡	A	A II 遺構等保存活用地区	多賀城跡Aに同じ	同A IIに同じ	遺跡構成要素である附属寺院の伽藍建物跡を見学・体感できる貴重な歴史的空間。
	B 緑地環境保全地区		多賀城跡Bに同じ		
館前遺跡	S 重点遺構保存活用地区		多賀城跡Sに同じ		S重点遺構保存活用地区と東北歴史博物館・JR国府多賀城駅を連絡する中継点としての役割が想定される城外の遺跡。
	A	A II 遺構等保存活用地区	多賀城跡Aに同じ	同A IIに同じ	
	C 湿地環境保全地区		多賀城跡Cに同じ		
山王遺跡	A	A II 遺構等保存活用地区	多賀城跡Aに同じ	同A IIに同じ	第2次保存管理計画策定後の平成5(1993)年に追加指定されている。
柏木遺跡	A	A II 遺構等保存活用地区	多賀城跡Aに同じ	同A IIに同じ	第2次保存管理計画策定後の平成2(1990)年に追加指定されている。

表6 地区区分の定義と保存管理の基本方針（『特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画』より）

項目 遺跡	地区区分		保存管理関連継続事業			
			① 土地公有化	② 発掘調査	③ 環境整備	④ 維持管理
			多賀城市	宮城県	宮城県 (多賀城市)	多賀城市
多賀城跡	S 重点遺構保存活用地区		計画的に土地の公有化を行うとともに、地区内の家屋は逐次移転補償の対象とする。	年次計画に基づき計画的に発掘調査を行う。	当該地区を対象とした事業計画に基づき、計画的・優先的に整備活用を図る。	既整備地区については遺跡構成要素の明確化、来訪者の快適性等に配慮し、公園的維持管理を実施する。 公有化済未整備地区については、除草等、効果的な維持管理を実施するとともに、それぞれの状況に応じた利活用を進める。 また、地域住民や市民が参加しやすい体制づくりを行い、官民協働による維持管理の拡充を図る。
	A 遺構等保存活用地区	A I 遺構等保存活用地区	S 重点遺構保存活用地区に続いて計画的に公有化を行う。		S 重点遺構保存活用地区に続いて計画的に整備活用を図る。	
		A II 遺構等保存活用地区				
	B 緑地環境保全地区	遺跡構成要素に係る保存上の必要性が生じた場合、土地所有者の申出があった場合及び公共公益上必要が生じた場合には公有化を行う。		必要に応じて発掘調査を行う。	必要性が生じた場合は、逐次整備を行い活用を図る。	
C 湿地環境保全地区					多賀城の特徴的な立地を示す湿地環境の保全のため、できるだけ水田としての維持を図る。公有化済土地については、菖蒲園やピオトープ等湿地環境の保持を前提とした活用を行う。 また、木質系遺構・遺物の包含層の保存を目的とし、地下水位確保、生活雑排水の分離などの保存環境への対策にも留意する。	
廃寺跡	A A II 遺構等保存活用地区		多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ
	B 緑地環境保全地区					
館前遺跡	S 重点遺構保存活用地区		多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ
	A A II 遺構等保存活用地区					
	C 湿地環境保全地区					
山王遺跡	A A II 遺構等保存活用地区		(土地公有化済)	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	建物遺構表示花壇の育成等、住民参加による維持管理を継続する。
柏木遺跡	A A II 遺構等保存活用地区		(土地公有化済)	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	住宅地内の史跡公園として既に機能しており、公園的維持管理を継続して行うとともに、住民参加による維持管理の拡充を図る。

表 7 保存管理関連事業の基本方針（『特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画』より）